

法 令 名	地すべり等防止法 (昭和33. 3. 31. 法 律 第 30 号 改正 平成26. 6. 13. 法 律 第 69 号)
制度の趣旨	この法律は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。 (法第1条)
指定区域	地すべり防止区域 国土交通大臣又は農林水産大臣が知事の意見をきいて指定する地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域（以下「地すべり区域」という。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域。 (法第3条第1項)
規制等の内容	地すべり防止区域内において、次に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項)ただし、森林法第34条第2項又は砂防法第4条の規定による許可を受けた者等は、当該許可に係る行為については許可を要しない。 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（第1号（令第4条第1項を除く。）） 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（第2号（令第4条第2項を除く。）） 3 のり長3メートル以上ののり切又は直高2メートル以上の切土（第3号、令第5条第1項） 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良（第4号、令第5条第2項） 5 そのほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、地表から深さ2メートル以上の掘さく等政令で定めるもの（第5号、令第5条第3項）
許可基準	知事は、法第18条第1項の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。(法第18条第2項) 知事は、法第18条第1項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。(法第18条第3項) 国又は地方公共団体が第18条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。(法第20条第2項)
許可手続	法第18条第1項 事業主(開発行為者) 許可申請書 申請 許可 東部県土整備局 東部農林水産局 総合県民局 法第20条第2項 国、地方公共団体等 協 議 書 協議 回答 東部県土整備局 東部農林水産局 総合県民局 当該地すべり防止区域の所管(国土交通省、林野庁、農村振興局)に応じ、許可申請書(協議書)を提出するものとする。
照 会 先	県土整備部砂防防災課（０８８－６２１－２５４０） 農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課（０８８－６２１－２４６４） 農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課（０８８－６２１－２４４２）